

令和8年度胃内視鏡検査 単価契約仕様書

1. 目的

本業務は、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)に基づき長崎港湾・空港整備事務所職員の胃内視鏡検査を実施するものである。

2. 健康診断の種類

一般定期健康診断(1次健康診断)のうち胃内視鏡検査

3. 履行期間

契約締結の翌日から、令和9年3月31日までとする。

4. 履行場所等

長崎県長崎市内で受注者の指定する場所。実施日については、発注者と受注者とが調整の上決定するものとする。

5. 検査項目及び予定数量等

(1)検査項目及び予定数量

別紙1のとおりとする。

本契約は単価契約であり、実施数量に基づく実費払いである。予定数量は増減がありうる。

(2)実施上の留意事項

- 1) 総合診察として、内視鏡検査実施にあたり必要となる診断、実施後の所見等の診断、診断書の作成を行うものとし、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。
- 2) 鎮静剤の使用に要する費用は、契約金額に含まれるものとする。鎮静剤については、受診者本人に対して、効果、副作用等の十分な説明を行い、受診者本人の同意を得た上で使用すること。
- 3) 病理検査を目的とした組織採取等、一般定期健康診断としての範囲内の行為に要する費用は、契約金額に含まれるものとする。一般的健康診断の範囲を超える治療行為は、本契約の対象外とする。

6. 検査結果の報告

(1)検査結果の報告

検査結果については、以下のものを提出すること。

- ① 健康診断結果の個人別の診断票(本人宛に封筒詰めしたもの)・・・1部
- ② 健康診断結果の個人別の診断票(封入しないもの)・・・1部

(2) 提出時期及び提出先

上記報告書の提出は、健診終了後、翌月末迄に行うものとする。ただし、3月実施分の提出は3月31日までに行うものとする。

提出先は以下のとおりとする。

長崎港湾・空港整備事務所

〒850-0961 長崎市小ヶ倉3丁目76-72

国土交通省 長崎港湾・空港整備事務所 総務課

TEL 095-878-5175

7. 検査

健診及び上記に掲げる報告が完了したことの確認をもって検査とする。

8. 支払

受注者は、上記検査に合格した後、給付した当月分を取りまとめて請求することができる。請求金額は、契約単価に実施数量を乗じて得た額の合計金額に消費税を加算した金額(円未満切り捨て)とする。

発注者は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

9. 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た個人情報等の守秘義務を厳守すること。

10. 情報管理体制

(1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」(別紙2)を提出し、担当部局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部局の同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・ 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ・ 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ・ 担当部局が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

(2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩しては

ならない。ただし、担当部局が同意した場合はこの限りではない。

- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い(返却・削除等)については、担当部局の指示に従うこと。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

11. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について、以下によるものとする。

- (1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

12. その他留意事項

本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者及び受注者で協議するものとする。

別紙1

検査項目	検査内容	予定数量
総合診察	内視鏡検査実施にあたり必要となる診断、実施後の所見等の診断、診断票の作成	3名
胃内視鏡検査	鎮静剤費用含む	3名

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 (情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。)(※1)

	氏名	住所 (※5)	生年月日 (※5)	会社名・ 所属部署	役職
情報管理責任者(※2)	A				
情報取扱管理者(※3)	B				
	C				
業務従事者(※4)	D				
	E				
再委託先	F				

(※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注間で協議すること。

(※2) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※3) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

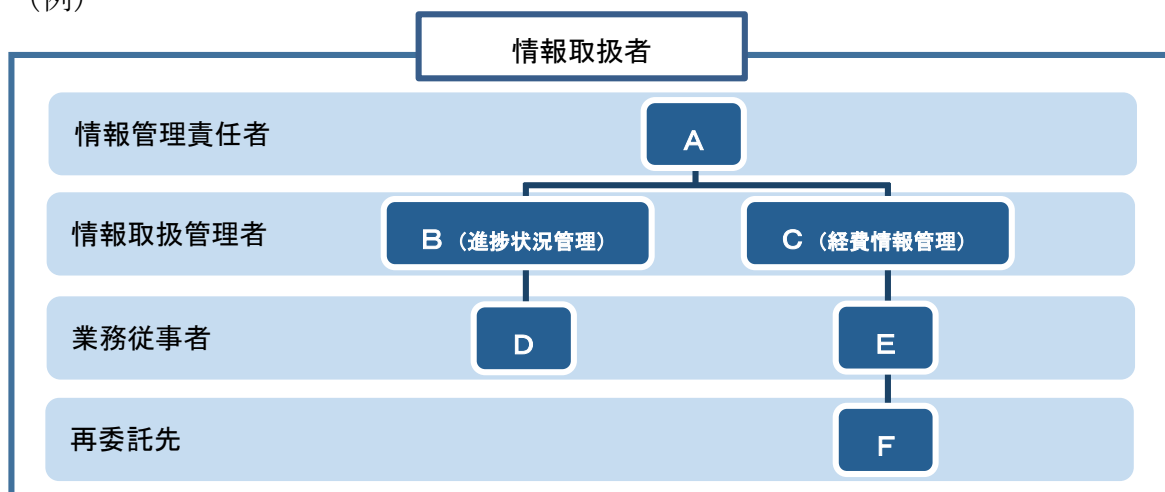
(※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の提出に代えることができる。ただし、発注者の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

なお、報告の方法については、受発注者間で協議して決定することができる。

② 情報管理体制図

(例)



③ その他

- ・ 別途提出している資料により必要な情報を確認できることを発注者が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・ 可能な範囲で、社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、追加で資料の提出を求める場合がある。